

問6 用語の定義（解釈第1条1項）

- a 「電気使用場所」とは、電気を使用するための電気設備を施設した、1の建物又は1の単位をなす場所をいう。（四号）
- b 「需要場所」とは、電気使用場所を含む1の構内又はこれに準ずる区域であって、発電所、変電所及び開閉所以外のをいう。（五号）
- c 「引込線」とは、架空引込線及び需要場所の造営物の側面等に施設する電線であって、当該需要場所の引込口に至るものをいう。（十号）
- d 「工作物」とは、人により加工された全ての物体をいう。（二十二号）
- e 「造営物」とは、工作物のうち、土地に定着するものであって、屋根及び柱又は壁を有するものをいう。（二十三号）

テキスト P.134, P.167 参照 解釈第1条1項四号, 五号, 十号, 二十二号, 二十三号

※解説文中のページ数・式番号等は「平成29年度試験版 電験三種 徹底解説テキスト 法規」の関連ページ数・式番号です。

■答 (5) ■